

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 12 月号を読む

## ミンク・コートの紛失とホテルの責任

1. (1)12 月は、忘年会、クリスマス会等のシーズンである。  
(2)ホテルのパーティーに出席される方も多であろう。  
(3)ところで、ホテルのパーティーでは、コートやカバン等はクロークに預けることになる。  
(4)その際、預けた物が取り違えられ紛失する場合もある。  
(5)その場合のホテルの責任はどうなるのだろうか。  
(6)次のケースで、具体的に考えてみよう。
2. (1)A ホテルにおいて、参加者約 1000 名のパーティーが開かれた。  
(2)それに出席した B は、A ホテルのクロークにミンクのコートを友人らのコート類と一緒に預け、番号札をもらった。  
(3)パーティーが終わってから、B がクロークに行くと、係員が保管場所から右番号札のついた一本の紐でひとまとめにされた状態のコート類を出してくれた。  
(4)その中には B らのものではないコートが紛れ込んでいたのだが、B は、その中のミンクのコートを自分のものと思い受け取った。  
(5)B は、帰宅して、そのコートをそのままタンスにしまった。  
(6)しかし、12 日後に、B がそのコートを再び着てみると、袖丈、着心地が少し違うことに気付いた。  
(7)B が確認してみると、裏地の模様、色も異なっていたため、自分のコートではないことが分かった。その 2 つのコートは、外見が似ており、素人には色調の区別が困難なものであった。  
(8)こうして、結局、B のミンクのコートは紛失してしまった。  
(9)このような場合に、B は、A ホテルに対して、自分のコートの時価相当額の損害賠償を請求できるのだろうか。
3. (1)右のようなケースについて、以下の理由により、B の請求を認めた裁判例がある(名古屋高判昭和医 63・6・30)。  
(2)①A ホテルのクロークで B がコートを預けた行為は、法律上「寄託」となる。それが無料でもなされていても無償寄託が成立する。  
②無償寄託の場合、一般には、受寄者(預かった者)は自己の物と同一の注意を以て保管すれば足りるが(民法 659 条)、商人(企業)のなす商事寄託の場合には、善良なる管理者の注意を以て保管しなければならず、その責任は重くなる(商法 593 条)。  
③A ホテルは、商人として、そのホテルの営業の範囲内で、パーティーの日に B からコート

の寄託を受けたのであるから、商事寄託が成立する。

- ④そこで、Aホテルには、善良なる管理者の注意を以てBのコートを保管・返還すべき義務があった。
- ⑤にもかかわらず、Aホテルのクロークの係員は、Bに対し預かったコートと異なったコートを手渡してしまい、結局、Bのコートは紛失してしまった。
- ⑥Aホテルには、預かった物に他人の物が紛れ込む等その保管に杜撰な点があり、右義務違反があり過失があったといえる。
- ⑦よって、BのAに対する債務不履行に基づくコートの時価相当額の損害賠償請求は認められる。

4. ただ、この種の事件では、預ける方も、預けた時に貴重品であることを告知したり、返還時に確認すべきであり、それらを怠ると、公平の見地から過失相殺により賠償額が減額され場合もあるので、注意すべきである。